

平成30年度

助成申込募集要項

埼玉県における、
環境保全に関する、自主的な、非営利・民間の
活動、及び学術的調査研究に対する、助成を行います。
＜団体、個人を問わない＞

	上 期	下 期
申込受付締め切り	平成30年2月15日	平成30年8月15日
助 成 決 定	平成30年3月中旬	平成30年9月中旬
助 成 期 間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	

公益財団法人サイサン環境保全基金
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 KSビル
〒 3 3 0 - 0 8 5 4

TEL 048-643-1192

FAX 048-643-1284

ホームページ <http://saisanec.org/>
(申請書式を掲載しています)

e-mail saisan@d8.dion.ne.jp

平成 30 年度助成募集要項

埼玉県における、環境保全に関する、自主的な、非営利・民間の、活動、及び学術的調査研究（団体、個人を問わない。）に対する助成を行います。

公益財団法人サイサン環境保全基金

●「環境保全に関する活動」とは、

「活動」を、以下のように分類・区分し、主なものを例示します。（実際の活動は、この分類・区分の、複数に属することがあります。）

活動に直接随伴・並行する調査研究は、「学術的調査研究」と区別し、「活動」として扱うことと致します。

I. 自然環境の保護、保全及び創出の活動

A. 自然環境の保護、保全及び創出の直接的活動

① 樹林（雑木林、屋敷林、木立、など）の保護、保全及び創出

下草刈り、清掃活動

遊休林・放置林の整備

生態系の保全・回復に役立つ緑化活動（雑木林の造成・復元、公園・広場の植樹など）。

私有地の木立伐採の中止を求める代償活動

樹林の植生・動物相の観察、調査

トラスト計画、樹林造成計画などの作成と、自治体等への提案

② 河川、湖沼、湿地その他、水辺環境の保護、保全及び創出

河川、湖沼、湿地等の清掃活動

河川流域、湖沼などの水質調査

水辺の生物相の観察・調査

池を作る。ため池の保全・復元

多自然型河川改修の設計・提案

③ 野生生物、希少または絶滅の危険のある生物の、保護、保全、回復

当該生物の生息環境の調査、改善、保全、創出の活動

当該生物の保護・回復のための、養殖、餌付け、播種、栽培、外来種の除去等

当該生物の観察・記録

④ ビオトープの保全、復元、創設

ビオトープを作る。

ビオトープを維持、管理する。

ビオトープを拡張、結合する。
ビオトープをめぐる生物相を観察、記録する。
ビオトープを設計し、提案する。

**B. 自然環境の保護、保全及び創出の直接活動を
拡大強化するための、宣伝、普及、教育など**

**C. 自然環境の保護、保全及び創出に係る、
一般的宣伝、教育、啓蒙などの活動**

II. ごみの排出量削減、再利用・再資源化、及び排水浄化の活動

A. ごみの排出量削減、再利用・再資源化、及び排水浄化の直接的活動

- ① 自主的・組織的活動の、独自の取組み、又は、自治体などの施策に対する協力
生ごみの堆肥化など、ごみの排出量を減らす活動
再利用のための [例えば、ビン、缶、紙などの] 回収活動
有害物質の除去のための [例えば、使用済電池などの] 回収活動
- ② 分別収集、回収の効率化、排水の汚染防止と浄化等のための、用品、資材、用具、
設備、施設等の、用意・配布・設置などの措置（自主的措置及び自治体への協力）。
- ③ 自治体などに対する政策提案

**B. ごみの排出量削減、再利用・再資源化、及び排水浄化の
直接的活動を強化拡大するための、宣伝、普及、教育など**

再利用可能なもの・ごみとして排出されないものの使用促進。
ごみ排出の少ない資材の使用促進（ごみ量を増大させる資材の使用を減らす。）

**C. ごみの排出量削減、再利用・再資源化、及び排水浄化のための
一般的宣伝、教育、啓蒙など**

**III. 大気汚染、及び地球温暖化の防止、
その他、地球環境保全に関する活動の促進**

アイドリングストップの推進
軽油代替燃料（廃油リサイクル燃料など）の使用
冷蔵庫、エアコンなどのフロン回収に対する協力
再生品利用の推進
非木材紙の利用

ダイオキシン系有害物質を排出する資材使用の削減・中止
小型ごみ焼却炉の使用中止
家庭菜園の農薬使用削減・無農薬化
有機栽培又は農薬使用を削減した農産物の購入促進
「環境家計簿」の普及促進
地域の環境測定（エコチェック）

◎ 次のような活動は、当財団の助成対象には含まれません。ご注意ください。

- ① 自然体験のための、スポーツ、レクリエーション、ハイキング、観光など。
- ② 都市、道路、公園、広場などの、美観を目的とした清掃活動、花いっぱい運動、園芸的な植樹など。
- ③ 環境保全のためであっても、もっぱら文化活動（文学・美術・音楽活動、映画製作など）として行われるもの。ただし、「環境保全の活動」を発展強化するために、その「活動」の一環として、作品の発表会、展覧会、鑑賞会、映画上映、チャリティショーなどを行う場合は、この限りではありません。
- ④ 環境保全のためであっても、もっぱら学校の授業のために行われる活動や研修。
- ⑤ 自治体等に対する、実現可能性のある具体的な内容を伴わない提案や、理念的な要求などの活動、及び、ある施策の反対や中止だけを求める活動。

● 助成を受けられる「個人」又は「団体」、並びに「助成条件」

I. 個人

- ① 私的な活動ではなく、地域、社会、人々に働きかけ、又は影響を与えるものであること。
- ② 私物としての使用と紛らわしい物品、または私物として継続使用できる物品購入は、原則として対象外とします。

II. 団体

- ① 法人格は問いませんが、代表者、所在地、及び会計内容（記帳、出納）が明確であること。
- ② 営利を目的とする団体・企業は除きます。
- ③ 学生の学校周辺地域における環境保全活動、地域の人々との協働による環境保全活動は助成対象とします。ただし、学内での活動は助成対象としません。

Ⅲ. 助成を行う条件と基準

- ① 適正に見積もられた計画と収支予算に基づいた活動であり、助成金の用途が具体的に明確であること。（助成金の、申込時の用途と異なる用途への転用・流用は、原則として認められませんので、ご注意下さい。）
- ② 同一の活動について、当財団と同様な他の民間団体又は公共機関（以下、「他団体機関」と言います。）からの助成を受ける場合は、直接重複する助成は致しません。同時に、他団体機関に助成申請をする場合は、申請書にその旨明記して下さい。直接重複しない範囲で、他団体機関と並行して助成することはあり得ます。
- ③ 講習会、講演会、展示会等（次項で「催し」と言います。）への参加を有償とする場合は、それが、入場料・資料代その他、名目の如何を問わず、申請書にその旨明記し、その収入見込（予算）を添えて下さい。収入との合計が、当該活動費用を上回る場合（又は、結果として上回るようになった場合）の助成は出来ません。
- ④ 催しに対する助成においては、催しの「主催者」への「手当」、及び「参加者」が参加のために要する費用（参加費、交通費等）は、助成の対象外とします。
- ⑤ 講演会等の講師謝金等に対する助成は、支給相手を個別に明記し、原則として、源泉徴収と税務署への納付をするものとします。講師、活動指導員に関しては、略歴を添付、依頼する必要性を説明してください。貴団体関係者、公的職務にある人は謝金対象となりません。
- ⑥ 団体の組織を維持運営するための「通常経費」や、団体会員の人件費は、原則として、助成の対象外とします。（会報の発行費用は、「通常経費」に含むものとします。）
- ⑦ 物品購入の場合は見積り書を申請時にご提出下さい。パソコン、デジカメ等一般的機材や書籍は助成対象となりません。
- ⑧ 森・畑・公園等の土地利用の場合は地権者の承諾書を、申請時にご提出下さい。
- ⑨ 1団体への助成は1年度1回。（上期助成対象期間は4月～翌年3月、下期は9月から翌年3月）
- ⑩ 助成の対象とならなかった申請と同種案件の再申請は審査対象となりません。

Ⅳ. 助成の方法

- ① 助成募集の締め切り後、審査により、助成条件に適合するものを選考し、通知します。当財団の予算限度、優先順位により、申込金額の一部又は全部について、助成出来ないことがありますので、ご了承下さい。なお、助成条件に適合しないものは、お断りすることになります。
- ② 助成金の支払いは、請求書、領収書等（写し可）により、原則として、指定口座（助成先）に振り込むものとします。交通費等、支払い証票のないものについては、年月日・区間・支払先・利用者住所氏名・目的等、明細記録を提出のこと。
- ③ 助成金の支払いは、原則、精算払いとします。

V. 助成限度額（年間）

助成先（個人・団体）の条件		助成限度額
個人		50万円
自己資金20万円未満の団体		
団体の「通常経費」に対する助成		
自己資金20万円以上の団体	活動計画・収支予算をもって活動している団体	100万円
	事業計画・収支予算をもって事業を行っている団体	150万円
	年間の事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算が、2年以上適切に行われていると認められる団体	250万円

【注】 **自己資金** 他団体からの助成金を除く、年間収入のこと。ただし、団体を維持するために継続的に行われることになっている寄付は、自己資金に含めます

活動・事業 環境保全に関する活動・事業。
事業 一定の活動を継続・繰返し、又は、一連の活動を組合せ・結合して、目標を達成しようとする事

● 応募の方法

① 応募は、所定の『助成金交付申請書』『プロジェクト概要・調査票』等に必要事項を記入し、以下の書類を添付し、締め切り日までに事務局宛て送付して下さい。（原則として郵送、当日消印有効。）

1. 当財団に助成を希望する理由・事情・アピール等。（形式任意、A4用紙3枚程度。活動の実態の分かる資料も添付。）

1)活動が必要とされる理由・状況、2)これまでの活動内容、3)活動によってもたらされる成果・効果、4)主な助成申請物品の使用目的・必要性（モーター、発電機など汎用性のある物品は説明必須）、印刷物の配布先・配布方法・配布部数、等を説明）。5)講演会・研究会等の場合は、プログラム、講師等の略歴を添付、講師依頼の必要性を説明してください（貴団体会員、公的職務にある人は謝金対象となりません）。

6)埼玉県外に本部を置く団体は、埼玉県内の活動地との関係、経緯等を説明。

過去に助成を受けた団体は、7)これまで助成によって実施した事業の成果、8)残された課題・反省点、9)今後の活動展開・自立へ向けた努力、等についても記入

2. 団体の、当年度の事業計画・収支予算、前年度の事業報告・収支決算。これらの書類がない場合は提出する必要はありませんが、ある場合には、出来るだけ提出してください。
 3. 会員名簿（個人情報、助成決定選考のためにのみ使用し、適切に管理します。）
 4. 団体の、目的・事業・組織・沿革等が分かる文書（団体の規約等）。当財団にすでに提出済ならば必要ありませんが、その場合、団体の所在地、代表者、その他組織などの重要な変更があれば、その旨の文書を添付してください。
- ② 団体が応募するときは、団体内部の正規な手続を経て下さい。（一部役員や事務担当者の独断による申込であることが判明した場合は、却下されます。）
 - ③ 『助成金交付申請書』を、ワープロで作成するとき、ワード版申請書式を財団ホームページに掲載しています。「資金計画表」についてはエクセル版もあり。
 - ④ 応募は、原則として2月、8月の2回です。助成対象期間は、上期は4月～翌年3月、下期は9月～翌年3月です。審査決定以前に終了している活動に、遡って助成することは出来ません。

● 報告の提出等

講演会等「催し」においては公益財団法人サイサン環境保全基金の助成を受けていることを参加者に伝えてください。報告書等印刷物の発行においては、公益財団法人サイサン環境保全基金の助成を受けている旨明記してください。

助成を受けた活動については次の書類を提出してください。

- ① 活動報告シート（活動の要点をA4用紙1枚の所定フォーマットに記入。活動の写真も挿入。データで3月1日以前に提出）財団ホームページ等で公開します。
- ② 自己評価表（所定フォーマットで3月31日以前に提出）
- ③ 助成により作成した印刷物は3月31日以前に提出（印刷物に公益財団法人サイサン環境保全基金助成と明記のこと）
- ④ 活動報告書（活動全体の概要を示す報告書）及び収支計算書は5月末までに提出

● 「学術的調査研究」に対する助成

- ① テーマ

環境保全に関する活動の基礎となる専門的調査研究

環境評価（アセスメント）のための学術的調査

ミティゲーションのための専門的調査研究

その他、環境保全に関する科学的調査研究

- ② 第三者による追試・批判の出来る報告を、所要の組織・機関に提出、公表する。
- ③ 個人、団体を問わないが、学問的専門的な基礎要件を備えていること。団体に関するその他の要件は、「活動」に関する規定に準じます。助成の条件と基準、助成限度額、助成の方法、応募の方法についても同様とします。

簡易助成

簡易助成は、環境保全に関する活動を、**緊急に行う必要が生まれたとき**、それを容易に支援出来るようにすることを、目的とするものです。（助成申請書類は普通助成と同一）

環境保全のための、講演会、集会、会議、又は清掃活動など（以下「催し」と言います。）を行うとき、会場費、ポスター・チラシ、配布資料、その他費用について、随時受付、簡易な審査で、助成します。（簡易助成以外の通常の助成を「普通助成」と言います。）

簡易助成の趣旨から、継続的・計画的に環境保全に関する活動を行っている団体の、**通常の催しは、原則として、対象と致しません。あくまでも緊急を要するものとし、年間事業計画にあるものは対象外とします。**（普通助成の対象には、なり得ます。）

催しは、原則として、埼玉県内で行われるものとします。

◎ 次のような催しは、簡易助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

- ① 自然体験のための、スポーツ、レクリエーション、ハイキング、観光など。
- ② 都市、道路、公園、広場などの、美観を目的とした清掃活動。園芸的な植樹など。
- ③ 環境保全のためであっても、もっぱら文化活動（文学・美術・音楽活動、映画製作など）として行われるもの。ただし、「環境保全の活動」を発展強化するために、その「活動」の一環として、作品の発表会、展覧会、鑑賞会、映画上映、チャリティショーなどを行う場合は、この限りではありません。
- ④ 環境保全のためであっても、もっぱら学校の授業のために行われる活動や研修。
- ⑤ 自治体等に対する、実現可能性のある具体的な内容を伴わない提案や、理念的要求などの活動、及び、ある施策の反対や中止だけを求める活動。

助成額は、25万円以内とします。

申込み受付及び支給の方法

所定申込用紙に必要事項を記入の上、事務局に提出して下さい（提出書類は普通助成申請書類と同一です）。原則として、1カ月以内に決定致します。

支払先の領収書（写し可）、又は請求書に基づき、原則として、指定口座（助成先）に振り込むものとします。

報告の提出

活動終了後、すみやかに（おおむね1週間以内）に、事務局に活動報告シート（書式は財団ホームページに掲載）、自己評価表を提出して下さい。報告の内容は、助成の対象として認められた目的通りの活動が行われたことが明確になるものとします。

活動報告シートは、A4・1枚とし、財団書式に基づき作成し、データで提出して下さい。活動の実際を示す、写真などを挿入して下さい。財団ホームページで公開します。

チラシ・ポスター等を作成した場合は、その現物を添付して下さい。